

- 2面◆9月1日は防災の日
- 3面◆消費者相談室から 平成26年度の相談概要をお知らせします
- 8面◆歩きやすいきれいなまちに

2つの給付金の受け付けを始めます

(臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金)

申請受付期間 9月1日(火)～平成28年1月4日(月)

臨時福祉給付金

対象 平成27年度の住民税非課税者

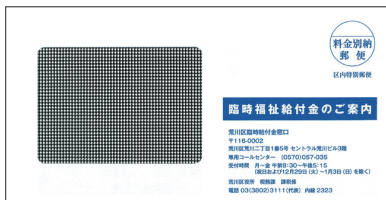
※次の場合は対象になりません

- ▶住民税において、課税者の扶養となっている
- ▶生活保護受給者である 等

※荒川区で申請できるのは、平成27年1月1日現在荒川区に住民票がある方です

支給額 1人につき 6000円

▶臨時福祉給付金の発送用封筒



申請書は8月下旬から対象と思われる方に封筒で送付します。確認してくださいね！

子育て世帯臨時特例給付金

対象 平成27年6月分の児童手当受給者

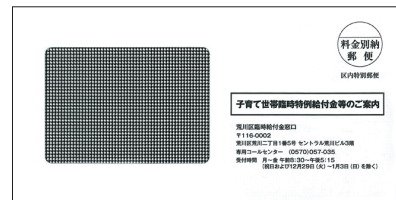
※児童手当の所得制限額を超えている方は対象になりません

※荒川区で申請できるのは、平成27年6月分の児童手当を荒川区(公務員は各職場)から受給している方(公務員は、さらに平成27年5月31日現在荒川区に住民票がある方)です

支給額 対象児童1人につき 3000円

※平成27年度児童手当現況届の提出がない・書類に不備がある場合は申請書の送付が遅れます

※公務員の方の申請書は、各職場から交付されます



▶子育て世帯臨時特例給付金の発送用封筒

給付金の申請方法

▶郵送で申請 (申請書に返信用封筒が同封されています)

▶窓口で申請 ※2つの給付金ともに該当する方は、両方申請できます

申請場所

〒116-0002荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル3階(荒川消防署隣) 臨時給付金受付窓口

※自転車でお越しの方は、区役所本庁舎・北庁舎の駐輪場、実なる木公園(区役所東側)の臨時駐輪場をご利用ください

給付金の支給等

◆審査を行い、支給決定となった方には、申請時に指定された預金口座に、給付金を10月以降順次振り込みます(申請から振り込みまで約1～2か月かかる予定です)

※金融機関の預・貯金口座をお持ちでない方は、ご相談ください

◆子育て世帯臨時特例給付金の対象児童1人につき1500円分の「区内共通お買物券」も送付します(支給決定通知に同封、有効期限は平成28年3月15日(火))。早めに申請してください

給付金に関する問い合わせは 荒川区臨時給付金コールセンターへ

☎ 0570(057)035 (月)～(金)午前8時30分～午後5時15分

※(祝、年末年始等を除く)

振り込め詐欺・個人情報の詐欺にご注意ください！

❗区や厚生労働省等は、次のようなことは絶対に行いません

- ▶ATM(銀行・コンビニエンスストア等の自動現金預払機)の操作をお願いすること
- ▶ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと
- ▶各給付金の給付のために手数料等の振り込みを求めること
- ▶各給付金の申請を受ける前に自宅等への電話や訪問をすること

❗不審な電話・訪問があったときは下記にご連絡ください

- ▶南千住警察署 ☎(3805)0110
- ▶荒川警察署 ☎(3801)0110
- ▶尾久警察署 ☎(3810)0110
- ▶生活安全課 ☎内線494



マイナンバー制度のお知らせ

やむを得ない理由により住所地でマイナンバーの通知カードを受け取ることができない方へ

荒川区に住民票のある方で、DV等被害者や一人暮らしで長期に医療機関・施設等に入院・入所されている等により住所地で通知カードの送付を受けることができない方は、現在住んでいる居所を登録してください。

マイナンバーとは

住民票を有するすべての人に通知される、1人1つの12桁の番号です。10月～12月にご自

身のマイナンバーが記載された「通知カード」が順次送付されます(詳細は、区報8月1日号、総務省ホームページをご覧ください)。

申請期間

8月24日(月)～9月25日(金)必着

申請方法

各市町村窓口で配布または下記総務省ホームページからダウンロードできる申請書を持参または郵送で、〒116-8501(住所不要)荒川区役所1階戸籍住民課へ

問合せ

マイナンバーコールセンター
☎0570(20)0178

※(月)～(金)午前9時30分～午後5時30分(祝、年末年始等を除く)

総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/
kojinbango_card/